

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定に
基づく施術所等の届出済証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「法」という。）第9条の2第1項前段に規定する施術所の開設届出および法第9条の3の前段に規定する出張のみの業務の届出に係る届出済証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第9条の2第1項前段の規定により施術所の開設届出をした者は、施術所の所在地の保健所長に対し、施術所開設届出済証明願（様式第1号）を提出することができる。

2 法第9条の3前段の規定により出張のみの業務の届出をした者は、住所地の保健所長に対し、出張業務開始届出済証明願（様式第2号）を提出することができる。

(交付)

第3条 前条の規定による証明願の提出があった場合には、保健所長は記載事項を審査の上、施術所開設届出済証明書（様式第3号）または出張業務開始届出済証明書（様式第4号）を交付するものとする。

(返納)

第4条 前条の規定による証明書の交付を受けた者は、施術所または出張のみの業務を廃止した場合および証明記載事項に変更を生じることとなった場合には、交付を受けた保健所長に速やかに返納しなければならない。

(手数料)

第5条 第3条に規定する証明書の交付については、手数料を徴収しない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月29日から施行する。

(様式第1号)

施術所開設届出済証明願

年 月 日

〇〇保健所長 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定により、次のとおり届出を行ったことを証明願います。

1 名 称	
2 開 設 の 場 所	
3 開 設 者	
4 法第1条に規定する業務の種類	あん摩マッサージ指圧 ・ はり ・ きゆう
5 業務に従事する施術者	

(様式第2号)

出張業務開始届出済証明願

年 月 日

〇〇保健所長 様

住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称および代表者の氏名〕

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3前段の規定により、次のとおり届出を行ったことを証明願います。

1 施 術 者	
2 法第1条に規定する業務の種類	あん摩マッサージ指圧 ・ はり ・ きゆう
3 業務を行う主たる地区	

施術所開設届出済証明書

- 1 名 称
- 2 開設の場所
- 3 開設者
- 4 業務の種類
- 5 業務に従事する施術者

上記は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段に規定する施術所の届出事項に相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇保健所長 (氏 名) 印

出張業務開始届出済証明書

- 1 業務の種類
- 2 施術者
- 3 業務を行う主たる地区

上記は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3前段に規定する施術所の届出事項に相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇保健所長 (氏 名) 印